福岡市

様式第１０号

# 一般廃棄物処分業許可証

許可番号　第１０６号

住　所　大阪市住之江区新北島三丁目６番４５号
氏　名　木材開発　株式会社
　　代表取締役　正田　博

令和８年７月７日付申請の一般廃棄物処分業については、次のとおり許可する。

令和８年８月13日

福岡市長　髙島　宗一郎　印

福岡市之印
複写厳禁

１　許可期間
　令和８年８月31日から令和10年８月30日まで

２　処分（最終処分を除く。）、最終処分の区分
　処分（最終処分を除く。）

３　一般廃棄物の種類
　木くず（根株、伐採木、剪定枝、竹、木製家具類等を含む）１品目

４　処分の方法
　中間処理（破砕処理）

５　処理施設の設置場所及び処理能力
　福岡市東区東浜二丁目８２番１６、８５番２５
　３９t／日（１９．５ｔ／時間）
　※稼働時間：午前８時～午後１０時のうち２時間

６　処分（最終処分を除く。）後の一般廃棄物の処理方法
　処分後のチップは売却し、残さは市の処理施設に搬入して処理する。

７　許可の条件
　中間処理及びその処理に付随する行為は、生活環境の保全上支障のないよう措置し、上記設置場所にて行うこと。

８　許可の更新、変更の状況
　令和８年８月31日　更新許可